

Yahoo!ネットバンキング決済連携サービス利用規定

第1条(適用範囲)

本規定は、ヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます)が提供する「Yahoo!ネットバンキング」の利用者のうち、株式会社ジャパンネット銀行(以下「当社」といいます)の「Yahoo!ネットバンキング決済連携サービス」(以下「本サービス」といいます)を利用登録したお客さま(以下「利用者」といいます)に適用されるものとします。

第2条(定義)

本規定において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有するものとします。

受取人	:	利用者のうち、本サービスにおいて決済代金を受け取るお客さま
支払人	:	利用者のうち、本サービスにおいて決済代金を支払うお客さま
ワнтаイム口座	:	受取人の依頼にもとづき当社が発行する受取人が当社内に開設済みの普通預金口座名義と同名義の資金受取専用口座

第3条(決済連携サービス)

1. 当社は、受取人の依頼にもとづきワнтаイム口座を発行します。受取人は、ワнтаイム口座を経由し受取人があらかじめ指定および連動させている当社内に開設済みの普通預金口座に代金を入金することを、当社に委託するものとします。
2. 支払人は、ワнтаイム口座を通じて当社内に開設済みの受取人の普通預金口座への支払いを当社所定の手続きにしたがって、当社に委託するものとします。
3. 利用者(受取人および支払人)は、前1項および2項における当社への入金委託または支払委託に関するデータ送受信をヤフーに委託し、当社は、ヤフーから受信したデータ内容をデータ受信時に利用者からの正当な委託内容として取り扱うものとします。

第4条(利用登録)

本サービスの利用申し込みをされるお客さまは、本規定に同意のうえ、当社所定の手続きを行うものとします。

第5条(ヤフーへの利用者情報の登録代行)

利用者は、利用者が当社に登録している以下の項目(更新された場合は、都度更新された内容)を利用者に代わってヤフーに届け出ることを当社に依頼し、当社は利用者の依頼にもとづき前記項目(更新された場合は、都度更新された内容)をヤフーに届け出るものとします。

- (1) 店番号・口座番号、口座名義
- (2) 生年月日

- (3) 郵便番号、住所、電話番号
- (4) 本サービスの利用登録・解除情報
- (5) 当社所定の本人認証方法を省略可能とする本サービスの支払上限金額
- (6) 利用者口座の入金・出金停止情報、停止解除情報

第 6 条(ワンタイム口座の取り扱い)

1. ワンタイム口座は、一度入金が成立した場合、または当社所定の期間入金なく経過した場合に入金の取り扱いを停止するものとします。
2. 当社は、受取人が第 12 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、受取人に通知することなく、すでに発行済みの当該受取人名義のワンタイム口座への入金を停止することができるものとします。

第 7 条(支払上限金額など)

1. 利用者は、当社所定の金額の範囲内において、本サービスの支払上限金額を設定することができるものとします。
2. 利用者は、前 1 項とは別に、当社所定の金額の範囲内において、当社所定の本人認証方法を省略可能とする本サービスの支払上限金額を設定することができるものとします。ただし、当社所定の期間、利用者が本サービスでの支払いを行わなかった場合、前項の支払上限金額は当社所定の初期設定額に再設定されるものとします。

第 8 条(メールによる通知)

1. 当社は、利用者が本サービスの利用登録を行った時、本サービスによる支払いを行った時、および本サービスの利用登録解約を行った時に、利用者に対して事後確認のための通知メールを送信し、利用者は本メールの受信拒否設定をすることはできないものとします。
2. 当社が送信したメールが通信事情などにより利用者に到達しなかった場合であっても、当社がメール送信を行った事実をもって、利用者にメールが到達したものと取り扱うものとします。

第 9 条(取り消し、組み戻し)

1. 利用者は、すでに実行された入金または支払いの取り消し依頼をできないものとします。
2. 支払いが受取人の当社内に開設済みの口座に入金できなかった場合に当社において取消処理を行います。支払いにヤフーポイントの利用があった場合は、ヤフーポイントは利用されなかったものとして取り扱います。
3. 当社は、支払人がワンタイム口座に対する組み戻しを当社に依頼した場合、ワンタイム口座に連動している受取人の入金指定口座に対する組み戻しとして受け付けるものとします。

第 10 条(サービスの一時的な停止)

1. 当社のシステムメンテナンス時は、本サービスの一部または全部を停止します。
2. ヤフーが Yahoo!ネットバンキングのサービスを一時的に中断した場合、当社は、必要に応じて

本サービスを一時的に中断することができるものとします。

第 11 条(利用者による解除)

1. 利用者は、いつでも本サービスを当社所定の手続きにて解除できます。
2. 利用者が当社内の普通預金口座を解約した場合、本サービスも同時に解除されるものとします。
3. 利用者が Yahoo!ネットバンキングのサービスを解除した場合、本サービスも同時に解除されるものとします。

第 12 条(当社による解除)

1. 当社は、利用者が以下の各項に関わる決済に本サービスを利用した場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスを解除できるものとします。
 - (1) 当社または第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害、または侵害する恐れのあるもの
 - (2) 本サービスの運営を妨害すること、当社の信用を毀損すること、当社の財産を侵害すること、または当社に不利益を与えること
 - (3) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集すること
 - (4) 法律、政令、省令、条例、条約、業界規制などに違反したもの
 - (5) 反社会的あるいは反道徳的なもの
 - (6) 次に掲げる類の公序良俗に反するもの
 - a. 犯罪を肯定・美化する表現・内容を含むもの
 - b. 性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容を含むもの
 - c. 醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与える恐れのある表現・内容を含むもの
 - d. 不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容を含むもの
 - e. 非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容を含むもの
 - f. 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容を含むもの
 - g. その他、当社が公序良俗に反すると判断する表現・内容を含むもの
 - (7) その他、当社が不適切であると認めたもの
2. 当社は、ヤフーから利用者の Yahoo!ネットバンキングのサービスの解除について通知を受けた場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスを解除できるものとします。

第 13 条(取引明細内容の確認)

利用者、ヤフー、または当社の間で本サービスにおける取引明細内容に疑義が生じた場合は、当社が保有し電磁的に記録されている取引明細内容を正当なものとして取り扱うものとします。

第 14 条(免責)

1. 当社は、次の各号の事由にもとづく本サービスの遅延または不能などが生じた場合であっても、これらにより生じた損害につき一切の責任または義務を負わないものとします。
 - (1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、利用者または通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害ならびに電話の不通など、または裁判所など公的機関の措置など、当社の責によらない事由が発生したとき
 - (2) 当社または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピューターなどの障害が発生したとき
 - (3) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
2. 当社は、第 8 条において当社が送信したメールが利用者に到達しなかった場合、または第三者によってメールの内容が改竄されていた場合などが原因で生じた損害につき、一切の責任または義務を負わないものとします。
3. 当社は、次の各号の事項に関連して生じた損害につき一切の責任または義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者がヤフーに委託したデータ送受信電文の内容とその正確性
 - (2) 利用者間の決済の根拠となる売買契約などに関連して生ずる紛争、またはかかる売買契約などに関する一切の事項
 - (3) 利用者の死亡、破産その他の利用者の身上に関する一切の事項
4. 利用者は別途ヤフーの定める Yahoo!ネットバンキング利用ガイドラインを遵守するものとし、利用者がこれに違反した場合、当社は本サービスに関する一切の責任および義務を免れるものとします。
5. 当社は、上記のほか、本サービスに関連して生じた利用者または第三者の直接または間接の損害、逸失利益について、当社の故意または重過失にもとづく場合を除き、一切の責任または義務を負わないものとします。

第 15 条(譲渡禁止)

利用者は、本規定に関する一切の権利を譲渡、質権設定、またはその他の方法により第三者に対して処分、賃貸、またはその他の権利を設定してはならないものとします。

第 16 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の預金口座取引一般規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

第 17 条(規定の変更)

当社が本規定の内容を変更する場合には、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

以上

代金支払い管理サービスに関する特約

第1条（適用範囲）

本特約は、ヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます）がジャパンネット銀行（以下「当社」といいます）と提携して提供するYahoo!ネットバンキングの「代金支払い管理サービス」をご利用いただく際に、適用されます。

第2条（規定の準用）

本特約に係る当社サービスに関して本特約に定めのある事項は本特約が優先し、定めのない事項は当社のYahoo!ネットバンキング決済連携サービス利用規定（以下「原規定」といいます）が適用されます。

第3条（定義）

本特約において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 本サービス：ヤフーが提供する「代金支払い管理サービス」をいう
- (2) 本特約に係る当社サービス：本サービスに付帯して当社が提供する決済サービス
- (3) 支払人：本特約に係る当社サービスにおいてYahoo!ネットバンキング決済連携サービスの利用登録ならびに当社の口座保有を問わず決済代金を支払うお客さま
- (4) 受取人：本特約に係る当社サービスにおいて決済代金を受け取るお客さま
- (5) 受取人指定口座：本特約に係る当社サービスにおいて、受取人の依頼にもとづき当社が開設する、当社名義の預金口座
- (6) 振込資金：本特約に係る当社サービスにおいて、支払人が第8号に定める振込先口座への振込の原資として受取人指定口座に振り込んだ資金
- (7) 振込通知：本特約に係る当社サービスにおいて、支払人が当社に対して行う、振込資金を振込先口座に振り込むべき旨の通知
- (8) 振込先口座：本特約に係る当社サービスにおいて、受取人が本特約に係る当社サービスの利用を申し込む際に振込資金の振込先として当社に通知する、受取人の預金口座
- (9) 返還通知：本特約に係る当社サービスにおいて、支払人が当社に対して行う、振込資金の全部または一部を支払人に返還すべき旨の通知
- (10) 取消通知：本特約に係る当社サービスにおいて、受取人が当社に対して行う、振込資金の全部または一部を支払人に返還すべき旨の依頼

第4条（サービス利用の申し込みおよび個別契約の成立）

1. 支払人および受取人は、本特約の定めを承諾したうえで本特約に係る当社サービスの利用を申し込むものとします。
2. 受取人は、当社に対して受取人指定口座開設を依頼することをもって、本特約に係る当社サービスの利用を申し込み、当社は、当社が定める基準に合致する場合、当該申し込みを承諾し、受取人指定口座を開設するものとします。
3. 前項の定めに従い当社が受取人の申し込みを承諾した時をもって、当社と受取人との間に本特約に係る当社サービスについて個別契約が成立するものとします。ただし、支払人が本サービス所定の手続きを完了しない場合、受取人指定口座の開設にも拘らず、受取人は、当該受取人指定口座を利用することができないものとします。
4. 支払人は、受取人から通知された受取人指定口座に資金を振り込むことをもって、本特約に係る当社サービスの利用を当社に申し込み、当社は、当該申し込みを承諾するものとします。なお、支払人は、理由の如何を問わず、申し込みの撤回または解除をすることはできません。
5. 前項の定めに従い当社が支払人の申し込みを承諾した時をもって、当社と支払人との間に本特約に係る当社サービスについて個別契約が成立するものとします。

第5条（振込手続）

1. 当社は、支払人から受取人指定口座に振込があった場合は、当該振込後に受取人および支払人が本サービス所定の手続きを完了することをもって当該受取人指定口座の番号、振り込まれた金額および振込依頼人の氏名または名称を受取人に通知します。
2. 当社は、前項に定める受取人への通知後、振込通知があった場合は、遅滞なく振込資金を振込先口座に振り込むものとします。

第6条（返還手続）

1. 当社は、返還通知があった場合または当社が前条に定める振込手続を行う前に取消通知があった場合は、Yahoo!ネットバンキングの利用登録において支払人が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、支払人に対して振込資金を返還するものとします。なお、当社は、取消通知があった場合は、遅滞なく当該依頼に係る受取人指定口座を閉鎖するものとします。
2. 当社は、支払人がYahoo!ネットバンキングの利用登録をしていない場合は、支払人が本サービスの利用にあたりあらかじめヤフーと合意する条件に従い振込資金を返還するものとします。この取り扱いにより支払人に損失が生じても、当社は責任を負いません。

第7条（権限授与の確認）

1. 支払人は、振込通知、返還通知、振込資金の返還方法の指示その他本サービスに関する支払人から当社に対する指示および振込通知による振込処理結果その他本特約に係る当社サービスに関する当社から支払人に対する報告の受領に関する権限をヤフーに授与したことを確認し、当社は、これをもってヤフーからの指示に従い、当該指示に係る結果その他の報告をヤフーに対して行います。なお、これらの取り扱いにより支払人に損失が生じても、当社は責任を負いません。
2. 受取人は、振込先口座の通知、取消通知その他本特約に係る当社サービスに関する受取人から当社に対する指示および当社から受取人に対する報告の受領に関する権限をヤフーに授与したことを確認し、当社は、これをもってヤフーからの指示に従い、当該指示に係る結果その他の報告をヤフーに対して行います。なお、これらの取り扱いにより受取人に損失が生じても当社は責任を負いません。

第8条（免責事項）

1. 原規定第14条に定めるほか、本特約に基づき当社と受取人または支払人との間で成立する個別契約は、振込による支払いの原因となる取引の効力に影響されないものとし、かかる取引につき無効、取消、解除、変更その他いかなる事由が生じた場合であっても、何らの影響を受けず有効であるものとします。
2. 当社は、振込による支払いの原因となる取引に関する事項、ならびに支払人および受取人とヤフーの間の契約、権限授与、通知等に関する事項について、調査、確認その他の措置を行う義務を一切負わないものとします。

第9条（個別契約の解約）

次の各号の一つにでも該当する事由が発生した場合には、当社は支払人および受取人に事前に通知することなく本特約に係る個別契約を解約することができるものとします。

- (1) 取消通知があった場合
- (2) 返還通知があった場合
- (3) 支払人または受取人が本特約に違反した場合
- (4) 前3号のほか当社が本特約に係る当社サービスの実施が困難であると判断した場合

第10条（本特約の変更および本特約に係る当社サービスの終了）

1. 当社が本特約の内容を変更する場合には、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。かかる掲示後、新たに第4条第1項に基づく申し込みがなされた時点で、支払人および受取人は本特約の変更に同意したものとみなします。
2. 当社は、ヤフーが本サービスの提供を中止する場合、または本サービスが法令や公

序良俗に違反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められる場合、その他当社が相当と判断する場合には、本特約に係る当社サービスの提供を終了し、本特約は終了するものとします。

3. 本特約が終了した場合であっても、すでになされた個別契約の効力は影響を受けることなく、当該個別契約に関してのみ本特約が引き続き有効に適用されるものとします。

以上